

令和元年度財務省政策評価書

令和 2 年 9 月

財 務 省

総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

上記目標の概要	<p>経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組めます。</p> <p>(上記目標を構成するテーマ)</p> <p>総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む</p> <p>総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む</p>
----------------	--

総合目標5についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>G20議長国としての貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>G20(用語集参照)、G7(用語集参照)等の国際的な枠組みへの参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。とりわけ、令和元年度においては、G20議長国(同年11月まで)として、グローバル・インバランスや高齢化といった、世界経済が直面する課題について、G20の議論を主導するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」などの国際的な合意を取りまとめるなど、世界経済の持続的発展に大きく貢献しました。また、地域金融協力の強化や途上国支援等にも積極的に貢献しています。</p> <p>「質の高いインフラ投資」は、世界の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、世界経済の持続的な成長と開発途上国の包摂的な開発の両者に対して、日本として貢献する重要な施策です。</p> <p>日本企業の海外展開支援については、「未来投資戦略2018」の重要な取組の1つであり、国際協力機構(JICA)の円借款(用語集参照)や国際協力銀行(JBIC)の投融資といったツールを活用して推進しています。また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p> <p>WTO(世界貿易機関：用語集参照)及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進する</p>

	ことにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。
--	---

テーマ	総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画		
	目標	<p>世界経済の持続的発展等を目的として、G20、G7等の国際的な枠組において積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>G20では、平成31年4月、令和元年6月、10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議、同年6月に開催されたG20大阪サミットなどの場において、世界経済に関する議論に積極的に参画したほか、我が国の経済政策について説明し、各国の理解を得ました。</p> <p>日本議長下のG20財務トラックでは、「世界経済の持続可能で包摂的な成長の実現のための基盤づくり」の観点から「Ⅰ. 世界経済ーリスクと課題」、「Ⅱ. 成長力強化のための具体的取組」、及び「Ⅲ. 技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応」を3つの柱として設定し、二国間および多国間の議論を重ねました。</p> <p>これらの議論を経て、日本議長下のG20の集大成として、令和元年6月にG20財務大臣・中央銀行総裁会議を福岡で開催し、次の通り成果を取りまとめました。</p> <p>世界経済については、グローバル・インバランス（グローバルな経常収支の不均衡）の是正のためには、多国間協調に基づき、各国が適切にマクロ経済政策・構造改革を行うことが必要であることを確認しました。更に、高齢化を含む人口動態の変化がもたらす諸課題について、G20で初めて取り上げ、特に金融包摂に関する「G20福岡ポリシー・プライオリティ」を承認しました。</p> <p>成長力強化のための具体的取組については、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を承認するとともに、「途上国におけるUHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）ファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」を文書として取りまとめました。また、債務の透明性の向上・持続可能性の確保を実現するため、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働の重要性を再確認しました。</p> <p>技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応については、「デジタル課税に関する解決策に向けた作業計画」を承認するとともに、技術革新が金融セクターにもたらす機会とリスクなどについて議論しました。</p> <p>また、これらの日本議長下でのG20財務トラックのプライオリティに沿って進められたG20の運営は、各国から高い評価を得ました。</p>	□

一方、G7においても、平成28年に議長国を務めた経験を踏まえ、フランス議長下における令和元年7月のG7シャントイ財務大臣・中央銀行総裁会議や、同年8月のG7ビアリッツ・サミットでの「不平等との戦い」に関する議論に積極的に参画し、世界経済や国際金融システムの安定に向けて大きく貢献しました。

アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組であるAPEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）に関しては、令和元年10月にチリ・サンティアゴにてAPEC財務大臣会合が開催されました。同会合においては、世界経済及び地域経済、災害リスクファイナンス・保険、並びにインフラ開発と資金調達の加速についての議論に積極的に参画しました。

令和元年10月に合意された、9年振りとなるアフリカ開発銀行本体の増資や、同年12月に合意された、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）及びサブサハラ低所得国を支援するアフリカ開発基金（AfDF）の3年に1度の増資とそれに伴う改革に関し、我が国が議論を主導し、合意形成に大きく貢献しました。増資に応じるための法改正も、令和元年度内に完了しました。

テロや大量破壊兵器の拡散にかかる資金供与等の課題に関しては、国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他テロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました（参考指標3参照）。

特に、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、FATF（金融活動作業部会：用語集参照）勧告を踏まえ、国連安保理制裁委員会による対象者の指定から外為法に基づく資産凍結等の措置の実施までの日数を短縮することにより、国際基準に基づく速やかな資産凍結を着実に進めました。

また、関係省庁と緊密に連携して、FATF勧告の履行に係る有効性を高める取組を推進し、令和元年度から行われている第四次対日相互審査に向けた対応を着実に進めました。更に、国内のFATF勧告実施を推進するため、他国の審査に係る会合を含め、FATF関連会合にも出席し、他国の事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。加えて、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づく外国為替検査を行い、資産凍結等の措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を行いました。

（注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

以上のように、令和元年度は上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。

[主要]総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進		
目 標	<p>ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）（用語集参照）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。</p>	達成度
	<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することが、地域金融市場の安定化のために重要なためです。</p>	
測定指標（定性的な指標）	<p>ASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいては、地域金融市場の強靱性向上のため、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）の強化を目的として、IMF（国際通貨基金：用語集参照）との連携強化を柱とするCMIM契約書の最初の定期的見直しを完了するなど、機能強化の取組を進めました。また、AMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については、サーベイランス能力の強化やCLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）をはじめとする域内国家の能力向上を支援する技術支援を推進しました。更に、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）の推進や、SEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）について、災害保険の開始に向けた取組を主導するなど、地域金融協力の推進に貢献しました。</p> <p>二国間財務・金融協力に関しては、中国との間では、平成30年5月の日中首脳会談で早期実現することが合意された、邦銀の人民元クリアリングバンクとしての指定や邦銀への債券引受（平幹事）ライセンスの付与が実現しました。インドとの間では、同国における資本市場の育成に向けた知見の共有や官民による金融規制緩和に関する協議のほか、両国のマクロ経済についての意見交換を行いました。更に、ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集参照）諸国との関係においては、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、令和元年5月にフィリピン中央銀行との間で日本円＝フィリピン・ペソ直接交換に関する意向表明書に署名し、次いで同年12月には、インドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力覚書を締結するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p> <p>令和元年度は上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	□
実績及び目標の達成度の判定理由		

測定指標 (定性的な指標)	[主要]総5-1-B-3：ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進	
	目 標	<p>ODA等を通じ、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援します。また、「未来投資戦略2018」等を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>ODA等を通じた支援が、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、JICAやJBIC等を通じた支援を行っています。</p> <p>JICAについては、令和元年度において、計4件、約2,193億円(交換公文(E/N)ベース)の本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。また、海外投融資の活用に向けた取組として、日ASEAN首脳会議(令和元年11月)に際して、ASEAN地域を中心に、質の高いインフラ、金融アクセス・女性等支援、グリーン投資の分野について、民間を含む更なる資金動員を目指し、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」を立ち上げました。</p> <p>JBICについては、令和2年1月に、これまでの「質高インフラ環境成長ファシリティ」(JBIC Global Facility to Promote Quality Infrastructure Investment for Environmental Preservation and Sustainable Growth:QIESEG)を強化した「質高インフラ環境成長ウィンドウ(QIESEG)」、及び日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等を支援する「海外展開支援ウィンドウ」の2つのウィンドウからなる「成長投資ファシリティ」を創設しました。また、技術優位性等を持つ日本企業による海外展開等を支援するため、令和2年1月に株式会社国際協力銀行法施行令(平成23年政令第221号)の一部を改正し、JBICによる支援の対象となる先進国向け事業を追加しました。</p> <p>令和元年度は上記実績のとおり、ODA等を活用した新興国・開発途上国の支援、及びJICAやJBIC等の機能の改善・強化を活用した日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>
		□
[主要]総5-1-B-4：「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の推進		
目 標	<p>平成28年5月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に関係省庁等と連携しながら着実に実施し、「質の高いインフラ投資」を世界各国へ提供すること等を通じて、各国の更なる成長に貢献していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>途上国・新興国などは膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。</p>	
	達成度	

	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化や民間企業の投融资奨励に努めるなど、質の高いインフラ投資を推進してきました（参考指標6参照）。また、質の高いインフラ投資をグローバルに推進するため、国際開発金融機関（MDBs）と協働してきました。具体的には、各機関に設けた日本信託基金を通じた案件組成支援を行っているほか、質の高いインフラに関する日本の優れた知見の開発途上国との共有を目指し、世銀東京防災ハブや世銀東京開発ラーニングセンター（TDLC）との連携を深めてきました。</p> <p>こうした取組の一環として、日本議長下のG20において、質の高いインフラ投資を優先課題として掲げ、質の高いインフラ投資の推進に向けた国際的な議論を主導しました。こうした議論に基づき、令和元年6月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及びG20大阪サミットにおいて、「開放性」、「透明性」、「経済性」、「借入国の債務持続可能性」等の要素を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認されました。「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえた個々の施策の着実な実施や、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践をはじめ、質の高いインフラ投資の推進に今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	□
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	<p>世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G20やG7等の国際的な枠組に積極的に参画しました。</p> <p>アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、ASEAN+3の強靱性向上の取組や、アジア各国との二国間財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。</p> <p>ODA等を通じた新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展の支援や、日本企業の海外展開支援の推進に向けて、JICAやJBIC等の機能の改善・強化を活用した着実な支援を実施しました。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進に向けて、関係機関との連携を図りつつ、着実な取組を進めました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「□」であるため、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

総5-1に係る参考情報

参考指標1：最近の世界経済の動向

	実質GDP成長率 (%)				消費者物価上昇率 (%)				失業率 (%)			
	2016	2017	2018	2019	2016	2017	2018	2019	2016	2017	2018	2019
世界	3.4	3.9	3.6	2.9	2.8	3.2	3.6	3.6	-	-	-	-
日本	0.4	1.2	0.5	2.2	2.8	0.8	-0.1	0.5	3.6	3.4	3.1	2.8
米国	2.5	2.9	1.6	2.4	1.6	0.1	1.3	2.1	6.2	5.3	4.9	4.3
ドイツ	2.2	1.7	2.2	2.5	0.8	0.7	0.4	1.7	5.0	4.6	4.2	3.8
フランス	1.0	1.1	1.1	2.3	0.6	0.1	0.3	1.2	10.3	10.4	10.0	9.4
英国	2.6	2.4	1.9	1.9	1.5	0.0	0.7	2.7	6.2	5.4	4.9	4.4
ユーロ圏	1.9	2.5	1.9	1.2	0.2	1.5	1.8	1.2	10.0	9.1	8.2	7.6
中国	7.3	6.9	6.8	6.9	2.0	1.4	2.0	1.6	4.1	4.1	4.0	3.9
新興アジア	6.8	6.7	6.3	5.5	2.8	2.4	2.6	3.2	-	-	-	-
中南米	-0.6	1.3	1.1	0.1	5.6	6.0	6.2	7.1	-	-	-	-
サハラ以南 アフリカ	10.7	10.7	8.3	8.4	10.7	10.7	8.3	8.4	-	-	-	-

IMFによる世界経済見通しの推移 (2020年4月)

(対前年比GDP成長率、単位：%)

	2019					2020					2021				
	19.10 時点	20.01 時点	20.04 時点	19.10 との差	20.01 との差	19.10 時点	20.01 時点	20.04 時点	19.10 との差	20.01 との差	19.10 時点	20.01 時点	20.04 時点	19.10 との差	20.01 との差
日本	0.9	1.0	0.7	▲0.2	▲0.3	0.5	0.7	▲5.2	▲5.7	▲5.9	0.5	0.5	3.0	2.5	2.5
米国	2.4	2.3	2.3	▲0.1	0.0	2.1	2.0	▲5.9	▲8.0	▲7.9	1.7	1.7	4.7	3.0	3.0
ユーロ圏	1.2	1.2	1.2	0.0	0.0	1.4	1.3	▲7.5	▲8.9	▲8.8	1.4	1.4	4.7	3.3	3.3
ドイツ	0.5	0.5	0.6	0.1	0.1	1.2	1.1	▲7.0	▲8.2	▲8.1	1.4	1.4	5.2	3.8	3.8
イタリア	0.0	0.2	0.3	0.3	0.1	0.5	0.5	▲9.1	▲9.6	▲9.6	0.8	0.7	4.8	4.0	4.1
英国	1.2	1.3	1.4	0.2	0.1	1.4	1.4	▲6.5	▲7.9	▲7.9	1.5	1.5	4.0	2.5	2.5
先進国計	1.7	1.7	1.7	0.0	0.0	1.7	1.6	▲6.1	▲7.8	▲7.7	1.6	1.6	4.5	2.9	2.9
アジア	5.9	5.6	5.5	▲0.4	▲0.1	6.0	5.8	1.0	▲5.0	▲4.8	6.2	5.9	8.5	2.3	2.6
中国	6.1	6.1	6.1	0.0	0.0	5.8	6.0	1.2	▲4.6	▲4.8	5.9	5.8	9.2	3.3	3.4
インド	6.1	4.8	4.2	▲1.9	▲0.6	7.0	5.8	1.9	▲5.1	▲3.9	7.4	6.5	7.4	0.0	0.9
新興国計	3.9	3.7	3.7	▲0.2	0.0	4.6	4.4	▲1.0	▲5.6	▲5.4	4.8	4.6	6.6	1.8	2.0
世界計	3.0	2.9	2.9	▲0.1	0.0	3.4	3.3	▲3.0	▲6.4	▲6.3	3.6	3.4	5.8	2.2	2.4

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2020.4)

(<https://www.imf.org/en/Publications/WE0/Issues/2020/04/14/weo-april-2020>)

参考指標 2 : 途上国の貧困削減状況

1日1.9ドル以下で生活している人口 (数)

(単位: 百万人)

	2005年	2008年	2011年	2015年	2018年
東アジア・太洋州	357	296	168	47	28
南アジア	510	469	332	N. A.	N. A.
欧州・中央アジア	23	13	10	8	6
中東・北アフリカ	9	9	8	14	28
サブサハラ・アフリカ	386	395	403	420	N. A.
中南米	55	40	34	25	28
合計	1346	1226	961	737	N. A.

(出所) 世界銀行 PovcalNet (<http://iresearch.worldbank.org/PovcalNet/povDuplicateWB.aspx>)

(注) 2015年の南アジア及び2018年の南アジア、サブサハラ・アフリカのデータは、調査範囲の狭さを理由に公開されていない。

参考指標 3 : テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追加	解除
平成13～25年度	668個人・団体	228個人・団体
26年度	46個人・団体	18個人・団体
27年度	46個人・団体	20個人
28年度	13個人・団体	8個人
29年度	16個人・団体	12個人
30年度	11個人・団体	4個人
令和元年度	19個人・団体	7個人・団体
小計	819個人・団体	297個人・団体
累計	522個人・団体	

(出所) 国際局調査課外国為替室調

参考指標 4 : 円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位: 億円、件数)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
金額	20,510	17,535	15,221	10,936	14,416
件数	66	51	49	34	40

(出所) 国際局開発政策課(参事官室)調

(注1) 数字は交換公文ベース(円建て)(債務救済を含まない)。

(注2) 平成26年度、国際開発協会(ICA)に対する円借款「国際開発協会第17次増資のための借款」1,903億8,645万円を含めた場合の金額及び件数は約1兆184億円、45件。

平成29年度、国際開発協会(ICA)に対する円借款「国際開発協会第18次増資のための借款」2,923億8,773万円を含めた場合の金額及び件数は約1兆8145億円、50件。

参考指標5：国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況

（承諾ベース、単位：億円）

	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	287	22,763	246	19,299	117	10,673	99	13,225	127	15,932
輸出金融	22	1,410	20	1,750	14	347	13	1,027	18	1,890
輸入金融	1	2,523	-	-	1	2,380	-	-	-	-
投資金融	260	18,581	222	17,210	101	7,644	83	11,780	107	13,821
事業開発等金融等	4	248	4	337	1	300	3	417	2	220
保 証	7	1,066	8	2,935	8	481	13	3,507	9	758
出 資	4	143	3	162	5	777	5	437	3	96
合 計	298	23,974	257	22,397	130	11,932	117	17,171	139	16,787

（出所）国際協力銀行調

（注）切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

（承諾ベース、単位：億円）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
アジア	2,751	6,932	1,735	3,220	7,811
（東南アジア）	(1,954)	(6,878)	(1,325)	(2,894)	(3,618)
大洋州	69	111	182	-	25
ヨーロッパ	5,983	5,257	600	6,044	4,031
中 東	4,276	1,342	3,875	1,514	764
アフリカ	149	-	1,384	343	53
北 米	4,553	5,502	1,497	161	1,309
中南米	4,968	62	2,012	2,273	1,870
国際機関等	-	98	-	56	110
その他	155	154	161	50	53
合 計	22,907	19,462	11,451	13,663	16,028

（出所）国際協力銀行調

（注）切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

（承諾ベース、単位：億円）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
アジア	577	1,499	8	2,396	117
（東南アジア）	(550)	(1,499)	(8)	(2,396)	(117)
ヨーロッパ	-	-	-	650	120
中 東	-	-	164	-	-
北 米	383	556	308	355	416
中南米	105	828	-	52	-
国際機関等	-	50	-	53	105
合 計	1,066	2,935	481	3,507	758

（出所）国際協力銀行調

（注）切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

参考指標6：海外インフラ案件の受注金額

統計等に基づくインフラ受注実績（注）

（単位：兆円）

	平成22年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実績	10	15	19	20	21	23	25

（出所）『経協インフラ戦略会議』資料（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/kaisai.html>）

（注）各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。「事業投資による収入額等」を含む。

テーマ		総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む	
測定指標（定性的な指標）	[主要]総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組		
	目 標	<p>WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>世界的な保護主義の懸念が高まりつつある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を作り上げることが重要であるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献し、令和元年6月のG20大阪サミットにおいては、各国首脳間において、WTOの機能を改善するため、必要なWTO改革への支持が再確認されました。</p> <p>経済連携の推進に関して、平成30年12月には我が国が議論を主導してきた11か国によるTPP（環太平洋パートナーシップ：用語集参照）11協定が発効し、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）が発効しました。これらは、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、我が国が率先して世界に範を示すものです。TPP11協定や日EU・EPAにおいては、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定を盛り込み、加盟国と連携しながら円滑な実施に取り組みました。</p> <p>令和2年1月には日米貿易協定・デジタル貿易協定が発効したことにより、我が国とアメリカ合衆国との間の物品、デジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結びつきがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することに繋がりました。</p> <p>加えて、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPA（経済連携協定：用語集参照）における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。</p>	□

	上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	
テーマについての評定	a 相当程度進展あり	
評定の理由	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。	

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>ASEAN+3の枠組や二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。</p> <p>ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行っていきます。</p> <p>日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款等やJBICの出融資保証業務等を通じて引き続き推進していきます。特に、令和2年4月にはJBIC「成長投資ファシリティ」の下に「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」を設け、同年7月には日本企業が先進国で行う事業に対するJBICの融資等を幅広く可能としたところです。これらを通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた日本企業の海外事業の維持・継続等を支援していきます。</p> <p>MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。特に、日本は、MDBsに対し新型コロナウイルスを始めとするパンデミック対策の充実を求めてきたところであり、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大で影響を受けている開発途上国への支援に貢献していきます。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践に向けて取り組んでまいります。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日、平成30年6月7日、令和元年6月3日改訂）</p> <p>開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</p> <p>第201回国会 総理大臣所信表明演説（令和2年1月20日）</p>
---------------------------------	--

	<p>未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）</p> <p>安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）</p> <p>総合的なTPP等関連政策大綱（令和元年12月5日TPP等総合対策本部決定）</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	<p>IMFによる世界経済見通しの推移（令和2年1月）</p>
---	---------------------------------

<p>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</p>	<p>G7やG20等における取組に積極的に参画しました。特に議長国として臨んだG20においては、グローバル・インバランスや高齢化といった、世界経済が直面する課題に対して、G20の議論を主導するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」などの国際的な合意を取りまとめるなど、世界経済の持続的発展に大きく貢献しました。</p> <p>ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。</p> <p>MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させました。</p> <p>平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、開発途上国の経済社会の発展と我が国経済の推進のため、質の高いインフラ投資の推進に向けた取組を着実に実施しました。</p> <p>日本企業の海外展開支援は、「未来投資戦略2018」等においても重要な取組の一つとされており、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款やJBICの出融資保証業務等を通じて引き続き推進しました。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進しました。</p>
---------------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
---------------------	--	------------------------	---------------

政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

<p>上記目標の概要</p>	<p>世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施してまいります。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の社会・経済への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用</p> <p>政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs（用語集参照））を通じた支援等</p> <p>政6-2-3：債務問題への取組</p> <p>政6-2-4：開発途上国に対する知的支援</p>
----------------	--

政策目標6-2についての評価結果

政策目標についての評定 **S** 目標達成

<p>評定の理由</p>	<p>ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>円借款（用語集参照）やJBIC業務等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。</p> <p>ODAの効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。</p> <p>MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。</p> <p>（令和元年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア開発銀行貧困削減日本基金（JFPR）への拠出 他20事業 <p>国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルを強化し、効果的な拠出に努めるとともに、各政策目的に沿った成果目標（アウトカム）の設定についても引き続き検討に努めました。（事業番号0032～0050、0052、新32-0001）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人国際協力機構（JICA）有償資金協力部門への出資 <p>JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事</p>

	業の効率的な執行を図るため、国際機関との連携に一層努めました。また、円借款対象事業の実施において入札手続の透明性・公正性の確保に引き続き努めました。(事業番号0051)
--	--

施策	政6-2-1: ODA等の効率的・戦略的な活用	
測定指標(定性的な指標)	[主要]政6-2-1-B-1: 円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用	
	目標	円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。 (目標の設定の根拠) 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。
	実績及び目標の達成度の判定理由	政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資(用語集参照)の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和元年度中に計4件、約2,193億円(交換公文(E/N)ベース)の本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。 加えて、TICAD7(令和元年8月)の際に発表した「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」(EPSA4: Enhanced Private Sector Assistance for Africa)に基づき、日本政府は、アフリカにおける民間セクター開発を包括的に支援し、経済成長・貧困削減を促進するため、円借款を活用した質の高いインフラ整備やビジネス環境整備等の取組をアフリカ開発銀行と共同で推進しました。 また、海外投融資の活用に向けて、着実に取組を進めています。具体的には、日ASEAN首脳会議(令和元年11月)に際して、ASEAN地域を中心に、質の高いインフラ、金融アクセス・女性等支援、グリーン投資の分野について、民間を含む更なる資金動員を目指し、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」を立ち上げました。 以上のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。
		○
[主要]政6-2-1-B-2: JBI Cを通じたその他の政府資金(OOF: Other Official Flows)の効率的・戦略的な活用		
目標	JBI Cの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。 (目標の設定の根拠) 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力は、ODAのみならず、JBI Cの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。	
	達成度	

	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>J B I Cは、これまでGREEN (Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation) 等を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。令和2年1月には、これまでの「質高インフラ環境成長ファシリティ」(JBIC Global Facility to Promote Quality Infrastructure Investment for Environmental Preservation and Sustainable Growth:Q I - E S G) を強化した「質高インフラ環境成長ウィンドウ (Q I - E S G)」、及び日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等を支援する「海外展開支援ウィンドウ」の2つのウィンドウからなる「成長投資ファシリティ」を創設しました。</p> <p>また、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の活用に向けて着実に検討を進めました。</p> <p>以上のように、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。</p>	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	<p>J I C Aについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するなど、円借款等の更なる効果的な活用に努めました。</p> <p>J B I Cについては、J B I Cの更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の活用に向けたほか、「質高インフラ環境成長ファシリティ」の強化を含む「成長投資ファシリティ」を創設し、それに基づく支援を決定するなど、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政6-2-1に係る参考情報

参考指標1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

(単位：百万ドル)

	平成26年	27年	28年	29年	30年
ODA	9,266	9,203	10,417	11,463	10,064
ODA以外の政府資金(OOF)	-899	-1,055	-1,762	-2,412	1,380
民間資金(PF)	31,667	29,262	30,814	28,173	41,701
非営利団体による贈与	467	498	683	475	522
資金の流れ総計	40,501	37,908	40,152	37,699	53,667

(注1) 支出純額(ネット)ベース。

(注2) 暦年。令和元年の数字は令和3年3月に公表される予定。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標2：円借款実施状況【再掲(総5-1：参考指標4)】

参考指標 3：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9か月間）の達成率

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
達成率	47.80%	56.90%	63.50%	54.30%	63.4%

(出所) 外務省調 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

参考指標 4：JICAの詳細型事後評価完了案件の分布

平成30年度外部評価結果（注）

(総合評価)

レーティング	A（非常に高い）	B（高い）	C（一部課題がある）	D（低い）
総合評価	49%	29%	16%	6%

(項目別評価)

	③高い	②中程度	①低い
妥当性	97%	3%	0%
有効性・インパクト	71%	23%	6%
効率性	22%	65%	13%
持続性	53%	43%	4%

(出所) 国際協力機構調

(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2019/ku57pq00002m2tfc-att/part01_a3.pdf)

(注) 国際的基準に基づき、①妥当性、②有効性・インパクト、③効率性、④持続性について評価を実施したうえで、総合評価をA～Dの4段階でレーティング（格付）。平成30年度は68件が総合評価のレーティング対象。

参考指標 5：国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況【再掲（総5-1：参考指標5）】

施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画	
	目標	世界銀行グループ、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs）等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。また、世界銀行グループの増資（平成30年4月に実質合意）に当たって合意された改革を世界銀行が着実に実施していくよう、我が国としても働きかけていきます。 (目標の設定の根拠) MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。
	実績及び目標の達成度の判定理由	我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、質の高いインフラ投資、保健、債務持続可能性、防災など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。 インフラ分野では、質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、平成28年に世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」を設置し、これまでに53件1,580万ドルの技術支援案件を承認したほか、他のMDBsにおいても同様の取組を行っております。また政府向けの案件に加え、民間向けの融資においても質の高いインフラ案件が形成されるよ
	達成度	○

う、平成30年に米州開発銀行（IDB）において、PPPファシリティを設置し、これまで約135万ドルのプロジェクト組成を支援したほか、他のMDBsにおいても同様の取組を行っています。更に、アジア開発銀行（ADB）や米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）との協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。加えて、日本が働きかけを行い、世銀やADBが質の要素を考慮した新たな調達制度を導入するなど、質の高いインフラ投資の国際的展開を図っています。その他、世銀東京ラーニングセンター（TDLC）と連携して、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の途上国との共有にも努めてきました。

防災分野では、平成26年2月に世銀東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用し、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。平成30年度には、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおける防災の主流化を支援するため、「日本－世銀防災共同プログラム・フェーズ2」を開始し、51件約2,255万ドルの技術支援案件を承認しました。また、IDBでも、これまで信託基金を活用し、中南米カリブ地域の災害対策を行ってきました。

また、平成30年4月に合意された世界銀行グループの増資に当たって合意された改革の内容（比較的所得が低い国に対する支援の拡大、世界銀行の業務モデルの継続的改善等）について、世界銀行グループが着実に実施していくよう働きかけを行ってきた結果、低所得国向け支援の拡充など、一定の成果を挙げてきており、引き続き働きかけを行っていきます。令和元年12月には、世界銀行グループの機関の一つで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）及びサブサハラの低所得国を支援するアフリカ開発基金（AfDF）について、それぞれ3年に1度の増資が合意されました。また、それに先立ち、10月には、9年振りとなるアフリカ開発銀行本体の増資が合意されました。IDA増資では、我が国が重視する質の高いインフラ投資や国際保健（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）及びパンデミック対応）、債務持続可能性、自然災害に対する強靱性等が重点政策に位置付けられ、AfDF増資においても、アフリカ開発銀行自身の実施能力向上を促すとともに、質の高いインフラ投資や債務持続可能性など、我が国のプライオリティが重点政策に反映されました。また、世界銀行グループの増資に関して、昨年度成立した国際復興開発銀行（IBRD）への増資に応じるための法改正に続き、令和元年度は、国際金融公社（IFC）増資及びIDAへの増資に応じるための法改正が国会で可決・成立しました。

更に、ADB総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）長官、地球環境ファシリティ（GEF：用語集参照）CEO、世界銀行開発金融担当副総裁（所掌事項にはIDA増資を含む）等、日本人は様々なMDBsで幹部として貢献しています。日本政府としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsと協力しながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの来日を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。

上記を踏まえ、達成度は「○」としました。

政6-2-2-B-2 : UHC実現に向けた戦略的な取組への積極的な参画

<p>目 標</p>	<p>我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論に積極的に参画していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠) 開発途上国等の持続的な経済発展のためには、UHCの実現が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現に向けた取組の推進が必要であるためです。</p>	<p>達成度</p>
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) は、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標 (SDGs) のターゲットの一つとして挙げられています。UHCの推進に当たっては、MDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と共同して、開発途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めています。</p> <p>その一環として、日本議長下のG20 (用語集参照) において、UHCの推進に向けた保健財政の重要性、その構築に当たり財務当局が考慮すべき事項について、国際的な議論を主導しました。そうした議論を踏まえ、世界銀行からのインプットを得つつ、「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」 (G20共通理解文書) を取りまとめ、令和元年6月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、G20共通理解文書へのコミットメントを確認しました。また、同月開催されたG20大阪サミットの機会に合わせて、G20における初めての試みとして、「G20財務大臣・保健大臣合同セッション」を開催しました。本合同セッションにおいては、財務当局と保健当局の連携のあり方や、開発途上国におけるUHCの推進に向けた世界保健機関 (WHO) と世界銀行の連携について、意見交換が行われました。本合同セッションにおいて、G20共通理解文書への財務大臣、保健大臣双方のコミットメントを確認することができ、こうした成果はG20大阪サミットにおいても取り上げられました。</p> <p>加えて、世界銀行に設けた信託基金を通じ、UHC推進のための保健財政制度の構築や保健人材の育成等に係る支援を実施するなど、開発途上国の取組を後押ししました。</p> <p>その他にも、感染症危機への対応に関して、平成29年6月に世界銀行等とともに立ち上げたパンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組みであるパンデミック緊急ファシリティ (PEF) を通じた支援を行っています。具体的には、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に対して、令和元年5月に100万ドル、同年8月に300万ドルが同ファシリティから拠出され、危機対応に貢献しました。</p> <p>上記を踏まえ、達成度は「○」としました。</p>	<p>○</p>

政6-2-2-B-3 : 地球環境保全に向けた議論への積極的な参画

<p>目 標</p>	<p>我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ (Global Environment Facility : GEF)、気候投資基金 (Climate Investment Funds : CIF) 及び緑の気候基金 (Green Climate Fund : GCF) の運営に係る議論に積極的に参画していきます。</p>	<p>達成度</p>
------------	--	------------

	(目標の設定の根拠) 気候変動等の地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における地球環境の保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	令和元年12月にスペイン・マドリードで行われたCOP25(気候変動枠組条約第25回締約国会議)での議論に加え、各基金の意思決定機関である評議会(GEF)、運営委員会(CIF)、理事会(GCF)の会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。 上記を踏まえ、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	<p>MDBsを通じた支援に関しては、MDBsの業務運営についての議論に積極的に参画することにより、日本とMDBsの間の連携を深めることができました。</p> <p>UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組みを構築するためには財務当局の関与が重要であるとの認識の下、関係省庁や国際機関と連携し、積極的に国際的な議論を主導することができました。</p> <p>国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、地球環境ファシリティ(GEF)や緑の気候基金(GCF)等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>	

政6-2-2に係る参考情報

参考指標1：国際開発金融機関(MDBs)に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	8.3% (第2位)	17.5% (第2位)	6.3% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.6	19.9	22.2	18.4
独	4.2	10.2	5.0	5.0
英	3.9	12.0	4.7	4.8
仏	3.9	7.1	4.7	4.8
	アジア開発銀行			
	通常資本 (OCR)		アジア開発基金 (ADF)	
日 (順位)	15.6% (第1位)		38.1% (第1位)	
米	15.6		13.8	
独	4.3		5.7	
英	2.0		5.0	
仏	2.3		4.2	

	米州開発銀行グループ		
	米州開発銀行		米州投資公社 (I I C)
	米州開発銀行 (I D B)	多数国間投資資金 (M I F)	
日 (順位)	5.0% (第5位)	31.8% (第1位)	3.4% (第9位)
米	30.7	31.6	10.4
独	1.9	—	0.8
英	1.0	1.2	—
仏	1.9	0.7	1.8

	アフリカ開発銀行グループ		日 (順位)	欧州復興開発銀行 (E B R D)
	アフリカ開発銀行 (A f D B)	アフリカ開発基金 (A f D F)		
日 (順位)	5.6% (4位)	10.2% (3位)	8.6% (第2位)	
米	6.7	11.2	10.1	
独	4.2	10.3	8.6	
英	1.8	10.2	8.6	
仏	3.8	10.0	8.6	

(出所) 各機関年次報告書等(令和2年5月末現在における最新版)。

(注) 多数国間投資資金(MIF)の出資シェアに関しては、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

参考指標2：国際開発金融機関(MDBs)等に対する拠出金 (単位：億円)

	平成27年 度	28年度	29年度	30年度	令和元年 度
MDBs	243.6	255.4	245.8	286.9	240.5
世界銀行グループ	146.1	143.9	142.0	187.6	150.1
アジア開発銀行	79.8	84.8	81.8	74.4	64.8
米州開発銀行	7.2	14.3	13.1	13.5	13.3
アフリカ開発銀行	7.5	10.6	6.2	5.0	5.5
欧州復興開発銀行	2.9	1.9	2.8	6.5	7.0
IMF拠出金	35.1	42.0	39.0	34.7	37.3
合計	278.7	297.4	284.9	321.7	277.8

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標3：国際開発金融機関(MDBs)の活動状況

世界銀行(セクター別融資等承諾額)

(単位：億ドル)

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
農業・漁業・林業	30.3	22.0	27.8	40.0	38.21
教育	35.3	30.6	28.5	45.2	36.42
エネルギー・鉱業	45.1	72.0	63.3	71.1	63.15
金融	40.5	30.9	31.1	13.1	31.69
保健・その他の社会サービス	66.5	57.0	51.3	84.7	34.1
産業・貿易	23.1	41.6	42.4	54.1	43.24
情報・通信	3.2	2.5	10.2	7.4	13.9
法務・司法・行政	81.8	86.1	67.1	72.0	127.14
運輸	51.5	63.7	58.2	35.3	31.94
上下水・治水	47.6	52.5	41.0	47.2	31.43
合計	425.0	459.0	420.9	470.1	451.23

(出所) 世界銀行年次報告書

(注1) 世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。
(注2) 国際復興開発銀行 (IBRD) 及び国際開発協会 (IDA) の合計。

アジア開発銀行 (セクター別融資等の額)

(単位: 億ドル)

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
農業・天然資源	10.0	10.9	15.3	23.4	22.7
エネルギー	50.0	37.9	62.6	50.7	26.3
金融	22.9	17.8	27.6	19.9	21.6
産業・貿易	0.2	10.3	3.6	6.1	5.8
教育	6.7	9.0	7.1	16.3	11.3
保健・社会保障	3.2	1.7	2.1	5.2	6.4
給水・衛生・廃棄物処理	18.1	15.8	15.7	21.9	12.2
運輸・通信	27.9	37.9	54.6	49.7	80.8
公共政策	15.5	22.3	12.5	22.6	29.5
多目的	0	0	0	0	0
合計	154.5	163.5	201.0	215.8	216.4

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注1) アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

(注2) アジア開発基金分を含む。

(注3) 28年までは理事会承認日ベース、29年以降は融資契約日ベース

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	(平成30年12月)	204	155	21	12	18
	(令和元年12月)	221	148	21	13	23
日本人幹部職員数 (令和元年12月)		6	28	2	2	2
日本人比率 (令和元年12月)		3.4%	11.6%	1.1%	0.9%	1.0%

(出所) 各機関資料、理事室調べ

(注) 世界銀行グループに関して、「日本人職員数 (平成30年12月)」は平成30年6月末時点、「日本人職員数 (令和元年12月)」、「日本人幹部職員数 (令和元年12月)」及び「日本人比率 (令和元年12月)」は、令和元年6月末時点の数値。

参考指標4 「円借款実施状況」【再掲 (総5-1: 参考指標4)】

参考情報

(1) JICA円借款業務

イ JICA円借款の供与実績

令和元年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で1兆4,416億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、未来投資戦略等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約1兆293億円で、円借款供与総額の約71%であり、主な供与国は、インド、バングラデシュ、ミャンマー及びインドネシアでした。

ロ MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とMDBsの協調融資を行っています。

① E P S A イニシアティブ

我が国は、これまで、アフリカの持続可能で包摂的な成長のため、アフリカにおける民間セクター開発を包括的に支援しており、令和元年8月に開催されたT I C A D 7においては、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブE P S A 4（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa）を表明しました。

この枠組みの下、借入国の債務持続可能性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長の促進を図っていきます。

② I D B 協調融資スキーム（C O R E）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、省エネルギー・再生可能エネルギー関連分野を対象に、I D B と協調融資を行う枠組として、平成24年以降、C O R E（コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。

今後も、借入国の債務の持続可能性に十分配慮しつつ、省エネルギー・再生可能エネルギー関連分野における協力を進め、中南米地域における質の高いインフラ投資を支援していきます。

(2) J I C A 海外投融資業務

J I C A の海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。令和元年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標5「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】

参考情報

国際協力銀行（J B I C）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めており、令和元年度のJ B I C 出融資および保証の承諾額合計は1兆6,787億円でした。

参考指標6：国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援の実績（令和元年度）

令和元年度はJ B I C によるサムライ債発行支援の実績はなし。

施策	政6-2-3：債務問題への取組	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画	
目標	債務の持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、I M F（国際通貨基金：用語集参照）、世界銀行、G 20やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。 （目標の設定の根拠） 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国が債務返済困難に陥らないために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。	達成度

	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>IMF・世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおける議論に、積極的に参画しました。具体的には、パリクラブにおいて、累積債務問題に直面する開発途上国についての情報交換を積極的に行いました。また、日本議長下のG20では、低所得国における債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保をG20の優先課題に掲げるとともに、令和元年6月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及びG20大阪サミットにおいて、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働の重要性を再確認し、それぞれの取組を継続することに合意する等、具体的な成果を実現しました。また、IMF・世界銀行の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の実施に向けた取組に貢献しました。</p> <p>令和元年度は、パリクラブやG20の議論に積極的に参画し、特に、G20議長国として、具体的な成果を実現したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
--	-----------------	--	---

施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	<p>我が国は引き続き、IMF・世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおける議論に積極的に参画しました。</p> <p>パリクラブにおいては、累積債務問題に直面する開発途上国に関し、積極的に情報収集に努めました。また、G20の議長国として、IMFや世界銀行、関係国と協議を行い、債務国と公的・民間の債権者双方による債務問題に関する協働の重要性を主張し、債務問題に対する取組について、具体的な成果を実現することができました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） (単位：%)						
	年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	○
	実績値	99.1	99.1	95.8	96.9	99.0	
<p>(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調</p> <p>(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」と回答した者の割合。</p> <p>(注2) 数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95以上」としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。</p>							

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>税関では、通関制度・税関手続きの簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構：用語集参照）等と連携しつつ、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。</p>
	<p>財務総合政策研究所では、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供しました。（参考指標1参照）</p>
	<p>実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。</p>
	<p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政6-2-4に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

	令和元年度の実施状況
財政経済セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、グループワーク指導等を行いました。
中央アジア・コーカサスセミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アルメニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。
ウズベキスタン財務省中堅幹部向けセミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン財務省職員の人材育成を目的として、同省の中堅幹部3名を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、財務省幹部等との意見交換を行いました。
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサスセミナー（上述）へ招へいしました。 ・同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。
ラオス簿記普及支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ラオスにおける簿記・会計の普及を目的として、川崎商工会議所及びラオス商工会議所の協力の下、簿記セミナー等を実施しました。
ミャンマー計画・財務・工業省研修機関支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー計画・財務・工業省職員向け研修機関の支援として、同省職員等を対象に、予算の策定・執行等に関するセミナーを実施しました。
ミャンマー中小企業金融支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー経済銀行職員の融資審査能力向上を目的として、日本公庫の協力の下、セミナーを実施しました。セミナーではケーススタディー等により、中小企業向け融資審査の具体的な手法等について講義を実施しました。
海外の研究機関との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の研究機関と、経済・財政等に関するワークショップの開催等を行いました。

【財務省関税局による知的支援】

		令和元年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・ASEAN諸国を中心とした開発途上国の税関職員を対象に、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即した受入研修を実施しました。
	JICAプログラム	・JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー等を実施しました。
	WCOプログラム	・WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 ・WCO事務局及び同アジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・ASEAN諸国を中心に、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即して専門家を派遣しました。
	JICAプログラム	・カンボジア関税消費税局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、各国からの要請に基づき短期専門家を派遣しました。
	WCOプログラム	・WCO事務局及び同アジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施し、専門家を派遣しました。

参考指標 1 : 研修・セミナー等の実施状況 (財務総合政策研究所・関税局)

[受入研修・セミナーの実績]

(単位: 件、人)

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
コース数	財務総研	3	3	2	2	3
	関税局	29	34	35	30	24
	合計	32	37	37	32	27
受入人数	財務総研	59	52	40	38	38
	関税局	325	393	401	289	229
	合計	384	445	441	327	267

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室 (国際協力担当) 調

[専門家派遣の実績]

(単位: 件、人)

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
案件数	財務総研	7	6	6	8	7
	関税局	69	81	69	60	45
	合計	69	81	69	68	52
派遣人数	財務総研	38	31	28	31	29
	関税局	184	223	144	132	106
	合計	184	223	144	163	135

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室 (国際協力担当) 調

(注) 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。

JICAに関しては、円借款の迅速化を進める等、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行っていきます。

JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。特に、令和2年4月にJBIC「成長投資ファシリティ」の下に創設した「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」等を通じて、日本企業の海外事業の維持・継続等を支援していきます。

MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。特に、日本は、MDBsに対し新型コロナウイルスを始めとするパンデミック対策の充実を求めてきたところであり、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大で影響を受けている開発途上国への支援に貢献していきます。

UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組み構築のためには財務当局の関与が重要であるとの認識の下、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、UHC実現に向けた国際的な議論を主導していきます。

我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。

開発途上国の債務問題に関しては、令和2年4月にG20財務大臣・中銀総裁会議及びパリクラブの間で合意した「債務支払猶予イニシアティブ」（新型コロナウイルス感染拡大の影響により流動性危機に直面する最貧国の有する公的債務の支払を一時的に猶予する仕組み）を含め、引き続き、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論や取組に積極的に参画していきます。

知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。

また、令和元年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和3年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る 予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	77,834,856	77,622,110	76,802,128	/
		補正予算	△15,852	3,925,150	22,033,734	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	77,819,004	81,547,260	N. A.	
執行額 (千円)	77,695,473	81,062,444	N. A.			

(概要)

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注) 令和元年度「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。

<p>政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</p>	<p>インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日、平成30年6月7日、令和元年6月3日改訂）</p> <p>開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）</p> <p>安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）</p>		
<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	<p>政策目標に係る予算額等の状況：平成29～令和元年度一般会計補正予算書（財務省）、令和2年度一般会計予算書（財務省）、平成29・30年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）</p>		
<p>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</p>	<p>JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を推進しました。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を推進しました。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。</p> <p>UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組み構築のためには財務当局の関与が重要であるとの認識の下、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、UHC実現に向けた国際的な議論を主導しました。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEF、CIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。</p> <p>開発途上国の債務救済や債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参画するとともに、G20議長国として、債務問題にかかる国際的な議論を主導しました。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。</p> <p>また、平成30年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和2年度予算において、必要な経費の確保に努めました。</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修 所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>

政策目標6-3：日本企業の海外展開支援の推進

上記目標の概要	<p>新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げています。こうした中、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。</p> <p>世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、政府は「インフラシステム輸出戦略」において、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かし、2020年に約30兆円（2010年時点で約10兆円）のインフラシステムの受注を達成するとの目標を掲げています。加えて、各地域の膨大なインフラ整備需要に各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。</p> <p>財務省としては、「未来投資戦略2018」や「インフラシステム輸出戦略」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-3-1：円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進</p>
----------------	---

政策目標6-3についての評価結果

政策目標についての評定 S 目標達成

評定の理由	円借款や国際協力銀行（JBIC）業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、施策6-3-1が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>日本企業の海外展開支援は、「未来投資戦略2018」において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、円借款（用語集参照）や国際協力銀行（JBIC）の活用を通じて推進しています。</p>

施策 政6-3-1：円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進

測定指標（定性的な指標）	政6-3-1-B-1：円借款を通じた効率的・戦略的な支援の取組	
目標	<p>日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、円借款による支援を着実に実施していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、円借款は重要なツールの一つであるためです。</p>	達成度

実績及び目標の達成度の判定理由	<p>政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係省庁・機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化等に努めるなど、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化を支援しています。令和元年度中に計4件、約2,193億円（交換公文（E/N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。</p> <p>新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款の活用により、着実に支援するとともに、制度改善等を実施していることから、達成度は「○」としました。</p>	○
[主要]政6-3-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じた効率的・戦略的な支援の取組		
目 標	<p>国際協力銀行（JBIC）においては、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」や「質高インフラ環境成長ファシリティ」等のツールを活用し、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきている国際協力銀行（JBIC）による出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>JBICについては、「成長戦略フォローアップ」等を踏まえ、技術優位性等を持つ日本企業による海外展開を支援し、日本企業によるイノベーションと新規事業投資を促進するため、令和2年1月に株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）の一部を改正し、JBICによる支援の対象となる先進国向け事業を追加しました。</p> <p>加えて、令和2年1月には、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づき、海外リスクの顕在化に備えて、日本企業による海外展開を強力に支援すべく、「成長投資ファシリティ」を創設しました。同ファシリティは、これまでの「質高インフラ環境成長ファシリティ」（JBIC Global Facility to Promote Quality Infrastructure Investment for Environmental Preservation and Sustainable Growth：QI-ESG）を強化した「質高インフラ環境成長ウィンドウ（QI-ESG）」、及び日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等を支援する「海外展開支援ウィンドウ」の2つのウィンドウからなり、主に後者のウィンドウを通じて、日本企業の海外展開支援を推進しています。</p> <p>また、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の活用に向けて着実に検討を進めました。</p> <p>以上のように日本企業の海外展開をより一層後押しするためにJBICを通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成	

評定の理由	<p>JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するなど、円借款等の更なる効果的な活用に努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。</p> <p>JBICについては、政令の一部を改正し、JBICによる支援の対象となる先進国向け事業を追加したほか、海外リスクの顕在化に備えて、日本企業による海外展開を強力に支援すべく「成長投資ファシリティ」を創設し、それに基づく支援を決定するなど、日本企業の海外展開支援を推進しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	---

政6-3-1に係る参考情報

参考指標1：円借款実施状況【再掲（総5-1：参考指標4）】

参考指標2：国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況【再掲（政5-1：参考指標5）】

参考指標3：海外インフラ案件の受注金額【再掲（総5-1：参考指標6）】

評価結果の反映	<p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、リスクマネー供給の拡大等を内容とする法改正等により機能強化されたJBICの活用等を通じて、引き続き日本企業の海外展開支援を推進していきます。特に、令和2年4月にはJBIC「成長投資ファシリティ」の下に「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」を設け、同年7月には日本企業が先進国で行う事業に対するJBICの融資等を幅広く可能としたところです。これらを通じて、日本企業の海外事業の維持・継続等を支援していきます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日、平成30年6月7日、令和元年6月3日改訂）</p> <p>開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）</p> <p>安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）</p>
---------------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、リスクマネー供給の拡大等を内容とする平成28年の株式会社国際協力銀行法の改正等により機能強化されたJBICの活用等を通じて、日本企業の海外展開支援を引き続き推進しました。</p>
---------------------------	---

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	令和2年9月
--------------	----------------	-----------------	--------